

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する  
調査特別委員会会議録（その24）

招集年月日時刻及び場所

平成17年12月17日（土） 午後1時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

長野県議会議員	島田基正氏
元県土木部下水道課長	田附保行氏
	小田原健氏
	宮澤広一氏

## 付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

## 会議に付した事項

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

開会時刻 午後1時15分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、調査経費の追加及び百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、本委員会の調査経費の追加についてであります。本委員会の調査経費は、7月4日の6月定例会本会議において、300万円以内と議決されていますが、今後、調査を進めるためには不足となる見込みであります。お諮りいたします。本委員会の調査経費を50万円追加することとし、あわせて決議案として委員会発議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、議決案を発議することといたします。この議決案の文案につきましては、お手元に配付いたしましたとおりであります。御確認の上、御意見等がありましたら御発言願います。

(「はい」という声あり)

よろしゅうございますか。それでは、決議案を本案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、さよう決定いたしました。なお、決議案の署名につきましては、慣例によりまして提出者は委員長、賛成者の筆頭は副委員長としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、順次署名をお願いいたします。なお、本決議案の取り扱いにつき

ましては、提案説明は省略、即決の申し出を議長あてにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議ありませんので、さよう決定いたしました。それでは順次御署名をお願いいたします。

(各委員 署名)

次に、「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項並びに県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項について、証人から証言を求めます。

本日、出頭を求めました証人は、長野県議会議員島田基正さん、元県土木部下水道課長田附保行さん、小田原健さん、宮澤広一さん、以上4名であります。

これより、各証人から順次証言を求めます。最初に、島田基正さんから証言を求めます。証人島田基正さんから、過日、のどのポリープ摘出手術を行ったところ、その後の経過が思わしくなく、声を出すことを医師からとめられているので御配慮願いたい旨、医師の診断書を添えて申し出がありました。ついては、証人の体調に十分留意し、細心の注意を払った上で本日の尋問を進めたいと思いますので、委員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。証人島田基正さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたします。

これより、島田基正証人の入室を求めます。

[島田証人 入室・着席]

証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださるようお願いいたします。

なお、島田証人におかれましては、医師の診断書を添えて私どもの方へ申し出がございました。私どもも十分それに配慮して、そしてこれから証言を求めることといたしたいと思いますが、万一、証人が体の不調、あるいは声の不調等ございましたら、何なりと即座に申し出をいただければ、私どもその配慮もしてまいりたいとこんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の

規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

なお、島田証人には、きょうはマイクの感度も計らいをしてございます。したがってまして声を張り上げずに本当にリラックスした気持ちで、のどに負担がかからないように宣誓以降やっていただいて結構でございますので、よろしくをお願いいたします。島田基正証人、宣誓書の朗読を願います。

[島田証人 宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席を願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言をお

願いたいと思っております。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する重要な問題等について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げないよう御協力をお願いいたします。さらに、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう要望いたします。

これより島田基正証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き清水委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問をお願いすることにしております。

まず私からお尋ねいたします。あなたは島田基正さんですか。

島田証人 はい、そうです。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、清水委員から尋問させていただきます。

清水委員 どうもきょうは御苦勞様でございます。後輩であります私が尋問をいたすことをお許しいただくとともに、どうか解明のために御協力いただきますことをよろしくお願い申し上げます。それでは尋問を開始させていただきたいと思っております。また体調等に異変がありましたら、遠慮なくお申し出ください。

あなたの長野県議会議員以外の主たるお仕事があればお答えください。

島田証人 第三木材の役員をしております。そしてまた、真田神社の総代会長等もさせていただいております。

清水委員 先ほどおっしゃった第三木材さんの、あなたは代表者であるのでしょうか。

島田証人 代表者は家内が務めておりますが、私は合資会社という個人会社の代表社員という形になっております。

清水委員 それではお聞きいたします。上田市にある協同組合エルクという会社を御存知でしょうか。

島田証人 はい、私もその、第三木材が組合員の一員でありますので、かかわり合っております。

清水委員 それでは協同組合エルクの代表者はどなたでありますでしょうか。

島田証人 第三木材の社長の島田郁子、私の家内がやっております。

清水委員 それではエルクとはどういった内容の会社であるか、お答えいただきたいと思います。

島田証人 国産材、特に間伐材等の高度加工、生産、製造、販売等をやっております。そして一部、高度加工ですね。そんなことです。

清水委員 それでは同じ上田市にあります川西木材さんは、協同組合エルクとはどういった

関係にあるのでしょうか。

島田証人 組合員の一員としてかかわり合っていたいております。

清水委員 それは協同組合という形でありますので、構成員、役員というふうに解釈をしてよろしいでしょうか。

島田証人 川西さんの場合は、理事ではありませんが、平組合員として存在していただいております。

清水委員 それでは川西木材さんの代表者はどなたでしょうか。

島田証人 今は、法的には確認していませんが、一応社長は奥様がやっておられる、宮澤マサ代さんがやっておられると思います。

清水委員 宮澤マサ代さんとあなたは、御関係はございませんでしょうか。

島田証人 同じ上小木材協同組合の一員でありまして、かつて御主人が亡くなる前、御主人さんとは大変に業界を通じてかかわりがありました。

清水委員 それでは立ち入ったことをお聞きいたしますが、宮澤マサ代さんはあなたの後援会員、もしくは後援会の役員はなさっておりませんかでしょうか。

島田証人 5年ほど前まではやっていたいておりますが、今は普通の、後援会と言いますか、御支援をいただいている一人でございます。

清水委員 それでは宮澤マサ代さんが、しなやかな信州をはぐくむ会の役員ということは御存知でありますでしょうか。

島田証人 それはどういう形で役員になっているかは詳しく知りませんが、何か関係されておられることは存じております。

清水委員 それでは稲荷山養護学校のことについてお聞きしますが、稲荷山養護学校改築に関しまして、協同組合エルクは、間接的ですけども受注をし、木材を納入したとお聞きしておりますが、間違いございませんでしょうか。

島田証人 ちょっとその量は全く確認してございませんが、少し品質向上のために御協力させていただいたということは伺っております。

清水委員 それではどの会社から、何という名前の会社から御注文を受けたかはお聞きになっておりますでしょうか。

小林委員長 島田証人に申し上げますが、大変尋問者も短くしておりまして、ですから証人は起立してと先ほど申し上げましたが、体調で、もし座ったままの方がいいならそれも許しますので、もし体調の都合でそうなら座ったままで結構でございます。

島田証人 ありがとうございます。それではお許しをいただいて。質問をもう一度、申しわけありませんが。

清水委員 では繰り返させていただきます。それでは稲荷山養護学校の改築に関して、間接的ですが木材の納入を受注された、その発注された会社、どの会社から受注されたか、お名前がおわかりでしたらお答えください。

島田証人 ちょっと詳しくは聞いておりません。

清水委員 調べれば上伊那森林組合ということになっておりますが、そういった話は聞いておりませんかでしょうか。

島田証人 上伊那森林組合さんが主体になってやられたことは聞いておりましたけれども、そこからどのようにうちが協力をすることになったかは聞いておりません。私どもは一切かわり合いもできるだけしないようにしておりましたので。

清水委員 それではジューテックという会社は御存知ないでしょうか。

島田証人 全く聞いたこともございません。

清水委員 先ほどちょっとおっしゃって、詳しいことは御案内ではないとおっしゃいましたが、一応確認のためお聞かせ願いたいと思います。協同組合エルクの、そのときの受注量、何立方メートルだったか、御案内でしょうか。

島田証人 全くその量は聞いておりません。ともかく質の向上以外には、おそらく協力したということがかかわり合ったんだと思いますけれども。

清水委員 かしこまりました。次にではお聞きいたします。協同組合エルクが平成15年度に購入をいたしました高周波による乾燥設備は、今回の稲荷山養護学校に納入する木材の乾燥に使われたのでありましょうか、お答え願います。

島田証人 今回のやつは、それに使われたかどうか、おそらく何基かある一つですので、充当したかどうかはちょっと詳しく聞いておりません。

清水委員 ではまた尋問の内容を若干変えさせていただきます。平成14年10月11日午後2時30分頃と言った方がいいかもかもしれません。田中知事のところに島田証人はお行きになりましたでしょうか。

島田証人 その日にちは覚えておりませんが、この前の百条委員会のこの議事録を見せていただいて、それでその当時の、きょうはある程度のことを調べてきたものですが、その日になるのか、伺いました。

清水委員 それでは場所ですが、その場所は3階の知事応接室、いわゆる旧知事室ということになっておりますが、間違いございませんか。

島田証人 間違いありません。

清水委員 それではほかに一緒に行かれた皆さんはどなたでありましょうか。

島田証人 百条委員会のときの資料等にもありましたけれども、小田原さんという森世紀工

房の親方をやられている芸大の元講師の先生と、それから宮澤広一君だったと思います。

清水委員 それではその皆さんをお誘いになったのは証人でございますか。

島田証人 私が知事へのコンタクトの調整をさせていただいたと思います。

清水委員 それではその皆さんに何という理由で、何とってお誘いになったのか、連れて行ったのか、教えてください。

島田証人 それはもう既に、子供たちの、知的障害者、知肢、合併障害者の心身の健康を第一にするには、木を少しでも多く使って稲荷山養護を木質化してもらおうということで、小田原さんから強く要望も受けておりましたので、知事に提言する時間をとってくれということで何回か連絡させていただいて、きっとその日に提言させていただくようになったんだと思います。そういうことで、私が誘ったというよりも、そういう木を普及させることを一生懸命やっている皆さんと一緒に時間をとらせていただいたということでございます。

清水委員 それでは知事応接室でお話になったことは、今言われた木の普及ということをお話されたということでしょうか。

島田証人 もう30年以上前から、日本の水と緑を再生させるには木の文化の復活しかないということで、私は全国の実行委員長として、日本中普及の活動を続けてまいっておりましたので、常に、ずっと議員になってからもそのことは言い続けて、この問題については当初からずっと言い続けておりました。その日に一つの、いくつかお願いした一つの型を、提言書をもって、きっと提言はまだしなかったと思うんですが、そのときはそんなことを話をさせていただきました。

清水委員 今の御証言で一つ気になったのでお聞きいたしますが、提言書をもってとお話になりましたが、このときは持っていかれたのでしょうか。

島田証人 それはまだ持っていかなかったです。その日は、とにかく木質化を図れるきっかけになればということで、意見を聞いていただければということでお願いにあがったということです。

清水委員 先ほど小田原さんから強く要望があったというふうに証言されましたけれども、では宮澤広一さんからはそういった要望はなかったんでありましょうか。

島田証人 彼は構造設計の専門家なもんですから、アメリカにも行って留学してきているし、とにかく全国的にも彼の構造に対しては評価がありましたので、それについて、ちょっと一緒に同席してくれないかということをお願いしたりして、何かしてもらいました。

清水委員 今言われた平成14年10月11日、実はこの前日まで、稲荷山養護学校は木質化という話だったんです。実は資料によりますと10月10日に知事が木造化という話をされますが、今おっしゃいました宮澤さんは、構造設計の専門家ということではありますが、この段階では

稲荷山養護学校は木質化という、構造は木造でないという、RCという格好で動いているときの話でありますけど。このときなぜ構造設計の専門である宮澤広一さんをお連れになったんでありましょか。

島田証人 それは構造設計というのは、ちょっと私の証言の間違いですが、木づくりですね。木づくりについての知識が、知識というかそういうことがわかると。しかし、彼も木に対する情熱が大変ある青年ですので、私がそういう専門的なことはわからないものですから同席をお願いしました。

清水委員 それではお聞きをいたしますが、ほかに実は協同組合エルクには数多くの構成員というか、お仲間がおられるかと思いますが。その中で宮澤さんをピックアップしてというか選任してお連れになった理由は、特に何だということでしょうか。

島田証人 特にそんなエルクのどうのこうのなんていうことは関係ありません。全国中にモデル的な、この公共施設としての新しい社会資本の実施例を長野県にできれば、木を使ったですね。それで全国にもある程度の信頼のおけることを提言のときに一緒にアドバイスできる、そんな存在として指名して来てもらっただけで、そんな背景のどうのこうのなんていう、えらい考えたことはありません。

清水委員 それではその日、田中知事のところを訪問する日程でありますけれども。それは以前から決まっていたというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

島田証人 それは3年ほど前ですので、いつその日になったのか、ちょっとどういう経緯でその時間帯になったのか、ちょっと記憶にありません。

清水委員 ではもう一度お聞きしますけど、その当日急に決まったか、以前から約束、いつということではなくてですよ、以前に決めてあってその日に行ったかとこれだけで結構ですが。以前に決めてあって行ったと、急に行ったというのとは違いますので、以前からその日が決めてあって行かれたとこういうことでよろしいんでしょうか。

島田証人 多分そんな以前から決めてない、その日ということでもない、ちょっとそれは定かではないですね。

清水委員 わかりました。それでは同じ日になります、平成14年10月11日、これは夜になります。午後7時過ぎ、中村住宅部長、当時のですね、中村住宅部長から証人のところに電話等で何か報告がございましたでしょうか。

島田証人 百条委員会のところにも出ておりましたね。その昼間、何とか少しでも木を使った可能性を、それを提言して、少しでも参考になればということで、すぐそのあと稲荷山養護の方へ現場を見に行きました。そのときは、もう一人木の建築の専門家にも、その前の時間は間に合わなかったもんですから、そのあと一緒に行って、それでそれらについて見た結

果、また中村さんが報告してくれたんだと思います。それできっと何らかの提言という形をもって我々も、それからそんなような方向へのきつと話があったんだと思います。

小林委員長 島田証人、どうぞ、私は座ってもと申し上げましたが、のどに負担がかからないで、今お聞きしましたら立った方がいんだというお話もあるもんですから、自由に、のどに負担が一番かからない方法でという意味でございますので、御自由にやってください。それからトーンをもう少し下げられても結構です。それから水で少しのどを潤しながらお願いいたします。

清水委員 御無理なさなくて結構でございますので、リラックスしてお答え願いたいと思います。それではそのときに中村住宅部長に、過去の話ですので御記憶を思い出していただきたいんですが。証人としては、個人的な意見を何かおっしゃいましたでしょうか。

島田証人 当然、少しでも木を使って生かす、そんな参考に今回の知事への懇談と言いますか、その提言の機会を生かすためにも、実質、木材は、木造あるいは木質は、木でやると高いと言われていたものですから、決してそんなことはない、一度積算をして大体どのくらいになるか参考にしてくれということで、そんなような話をさせていただきました。

清水委員 それでは中村住宅部長の話はおいておきまして、その後、宮澤氏とは話をされましたでしょうか。

島田証人 そのあとは、その提言書を出したという、皆さんのお手元にも行っているということですが、その提言書の作成をするために、木づくりの第一人者の会社である斎藤木材さんの設計の責任者の人にお力添えいただいて、それで確か一度相談させていただいて、それでもとの資料から、木造でいった場合どうなるかというような資料までつくって、彼らに。それで先生たちが提言させてくれと言うもんですから、では提言書でちゃんとしてやっていけば、また私の方で出してやるよと言ったのか、そこがちょっと、直接出したのか忘れましたが、つくって出すまでのことはやりました。

清水委員 その宮澤氏との話の内容を再度お聞きしたいんですが、今、木造と御証言なさいましたけど、木質化ということではなくて木造とした場合の金額について、お話になったということによろしいのでしょうか。

島田証人 木質ですね。どれだけ木が使えるかということだけで、いろいろな建築基準法や、その制限等もきつとあって、そういったことにもおそらく第一人者と言いますか、そういうところに来てもらって、それで可能な限り子供たちにぬくもりのあるそういった環境をつくってやれるその可能性、チャンスを生かせるようにする、そんな木質化を図る提言書だという形になっていると思います。

清水委員 その折、これは後半に出てまいりますけれども、金額の話が、今おっしゃいまし

たように金額が高い、お金が木は高いという話から、一度金額の計算をしようということで今お話になったとおっしゃっていますけれども。それは証人の方から宮澤氏に頼んだ、要は計算をしてくれという話をしたのですか、それとも宮澤氏の方から証人の方にこの話をしてくれと、知事にしてくれとこういう話だったのでしょうか。

島田証人 宮澤君は全く関係ないです。彼は単なる設計の、木を使った設計を多少できるということで、それでちょうどもっと第一人者だった人が間に合わなかったんだから、提言するときに、少しでも木を生かして使えるということで彼が存在しただけですから。彼は全くそういう、主たるえらい役割を果たしていけるような、まだ若かったですから。

清水委員 では資料の1に、委員長にお計らいいたしますけれども、資料の1「稲荷山改築計画・県産材の利用について」という資料を証人に見ていただきたいんですけど、お計らいいただきたいと思います。

小林委員長 はい、お願いします。

(証人 記録閲覧)

清水委員 証人には申しわけございませんが、その後ろの方に、一番最後のところになりますでしょうか、金額の計算がそこに出てまいります。予算の3番というところですよ。本計画を構造躯体まで木造とした場合云々というところでございます。先ほど質問申し上げたのはこのことでありますけれども、この金額を求めたのは、島田証人から求めたのでありますでしょうか。それとも宮澤さんが自発的に計算されてここに出されたのでしょうか、お聞きしたかったんであります。

島田証人 これは宮澤君が求めたということではなくて、むしろこれは提案したあと、確か当局の方からも、木造とした場合はどんなようなのかということで、この場合の積算のおそらく根拠になっているのは、カラマツの集成材を主体にした構造体での計算が主体になっています。

清水委員 今ちょっとおっしゃった、当局の方から求められたというふうにおっしゃいましたでしょうか、ちょっと大事なところでございますので、再度御確認を願いたいと思います。

島田証人 当局の方も木が高いということを常に言っておりましたので、そんなことはないということで、我々の方から提案させてもらったということですから。ちょっとそのときの、木を生かして使うということで我々は進めていたから、我々の方からだと思いますね。

清水委員 こういう計算、私は素人でございますのであれですが、こういう計算は何かの資料がないとできないかと思うんですけども。そういった資料はどなたが調達されたんでありましょうか。

島田証人 その資料というのは、一応それまで県の方で基礎のもの、出せる範囲のそういう

参考資料を、提案するのに必要な、皆さんの方からよこせる資料は送っていただければ、こちらで積算のモデルはつくりますということは申し上げて、その範囲内で送ってもらったんだと思います。

清水委員 では先ほどの話で、10月11日午後7時過ぎに、中村住宅部長と電話でお話をなされたときに、県の方に資料要求の電話をそのときに一緒になさいましたでしょうか。

島田証人 そのときはまだそんなことをきっと申し上げてないと思うんですよ。そういうことを提案するには、必要な何か参考になるものがあたら送っていただければというようなことはきっと申し上げたと思いますけど。

清水委員 では送ってもらったということによろしいですか。

島田証人 それはいつ送ってもらったのか、ちょっと送ってもらったその資料そのものも、どのくらいのものだったか忘れてしまいましたけれども。

清水委員 それでは、ここで本計画を構造躯体まで木造とした場合という記述がありますが、なぜここでこの数字を出す必要があったのだと思われませんか。

島田証人 これはおそらく木造にした場合はいくら、あるいは木をできるだけ今までの形の中で使った場合はいくら、きっとそういうような背景だったと思いますが、ちょっと私はこの提案書をつくる、こういう専門的なことには関係しておりませんでしたので、ちょっとそのところは定かではないですが、きっとこういった資料がやっぱり参考になるということで、約1.2倍かかるというふうに書いてありますね。

清水委員 それではこの、もう一度この数字のことをちょっとお聞きしたいんでありますけど。先ほど県の当局の方からも金額を知りたいという意図があったのではないかというふうにおっしゃいましたけれども。では積算をするので資料を送ってくれと、証人は県当局、それはだれだか別として、おっしゃったという記憶はないんでありましようか。

島田証人 それは私が言ったか、その県の方でむしろ参考にこれをもとにといってよこしてくれたのか、ちょっと記憶は定かではないです。

清水委員 それではこの今ごらんいただいている資料でありますけど、これはヘッダーのところ表書きは「長野県知事 田中康夫 殿」になっておりますが、これは証人が知事にお届けになったんでありますでしょうか。

島田証人 これは全く、小田原さんと宮澤さんが届けて、私のところへこの提言書をつくって持ってきて、それを私が届けたのか、私が届けたのではないかなと、ちょっとしっかりした記憶がないですけれども。

清水委員 実は当委員会に提出された記録に基づきますと、証人は中村当時の住宅部長に、10月15日に知事に意見を伝えたいと語っておりますが。このお会いになったときに知事に渡

した記憶はございませんでしょうか。

島田証人 ちょっとそのころのことは全然、15日、これ16日になっていますね、この書類が。だからきっとそのころに会って、それで提言書をつくってきつと、出してくれということになって出したんだと思いますが。

清水委員 それではこの提言書は、田中知事以外の方にはどなたかお渡しになったか、御記憶はございませんでしょうか。

島田証人 あのときにこれを何通か刷って出したか、全くこの提言書の作成をして出したことは覚えています、こういったものを出して持っていってくれと。あとどこへ出したかですね、どこへ持って回ったか、全然、知事だけではなかったなと思っているんですけども。

清水委員 では少し整理をさせていただきます。この提言書を作成されたのは、ここにお名前がごございます小田原さんと宮澤さんですが、これをつくられたのはこのお二人であり、これを知事に届けたのは島田証人、ここまでは間違いはないでしょうか。

島田証人 そういうことになりますね。

清水委員 それでは、これ15日か16日かは定かではないとしても、当然この持っていかれたその日であります、知事とどんなお話をされたか、御記憶にあつたら御証言願いたいんですが。

島田証人 もう10日か11日に会って、提言させていただいたとき以降は、確かこれお届けして会って話す時間はなかったと思います。ですからこれ、提言書として、この間要望したことを少しでもいい整備につながればということで、一生懸命作成して、それで出したんだということだと思えますね。

清水委員 それではこの提言書でありますけれども、先ほどから繰り返しておりますが、小田原さんと宮澤さんが、お二人がつくったということですが。そもそもこういうをつくってくれという話は、証人からなされたものでありましょか。

島田証人 全く私の方は、それは私からも言ったというよりも、木を使って子供たちの、現場を見てきてあのままではいけないと、とにかくあの環境を少しでもよくして、それですごい勢いで小田原さんも、絶対に木を使った施設にしなければいけないということも言っておりましたので。それでは何か提言書にして、そういう形を出して、具体的に少しでも参考になるようにということは、確か小田原さんたちが言っておりました。ですからだれかがやれというのではなくて、やっぱりその、木を使っていい環境をつくってやろうという気持ちがそうさせたんだと思います。

清水委員 この時点では、教育委員会の記録によると、あくまでもいわゆるRC構造、しかし木質化をできるだけ進めようということになっていたわけでありまますので、改めて証人ま

たはこの関係者の皆さんが知事と御懇談をなさいまして、木質化のより一層の推進を進めるという必要があったんでありますでしょうか。

島田証人 木質化を進めるための、やはりこれは、行動は、私はもう既に30年、40年と全国中飛んで歩いて実質的な木造の木の施設をたくさんつくる行動をしてきましたけれども、やはりそれに関連する大勢の人たち、特に利用される親御さんたち、そういった皆さんや、あるいは本当に進める行政の関係も、しっかりそのなぜつくるんだという理念ですね、そこをしっかりとなぜということを知っていただくために、いかにつくるかなんていう技術やそんなことはいいと。ともかくなぜ木造あるいは木をたくさん使った木質の施設を残して、社会資本として整備する必要があるかということで、行動、提案させていただきましたから。清水委員 ではちょっと若干話を前に、時計の針を少し戻させていただきますけれども、実は当委員会に出された資料によりますと、その前日、10月10日午後7時でありますけれども、これは証人にはお見えになっていませんが、田中知事が突如稲荷山は木造にしたいというふうにおっしゃるんですね。ということは、証人が会われる前日の7時に、知事が急にそこで木造にしたいというふうにおっしゃる。それまでは木質化ということで進んでいたと、我々も解釈しておりますが。したがって、当日、午後2時半に知事室に証人が伺ったときに、知事からこの木造化にしたいんだと、木質化ではなくて木造化にしたいんだという強い意思の話はお聞きになりましたでしょうか。

島田証人 木造化にしたいということは、知事もすごく何か信念のように強く言っておられましたけれども、伺ったときに、今やれる範囲の中での木質化ということで、現場を見てきてそれで結果として、住宅部や実際に使って生かす教育委員会や、そういった皆さんが、なぜ木造がというか木質化がいいのか、私の場合は木造でも木質化でも何でも、木を生かして子供たちの環境にあって、それが稲荷山にそういうモデル施設となって表現されればいいという、その部分を強調していたものですから、えらいそこについてはこだわってなかったです。

清水委員 それではお聞きします。田中知事に県産材の利用促進について、質問なり提言を本会議または委員会で話をしてくれという依頼をされたことはございますか。

島田証人 一切ございません。私の質問はすべて自分で、もう知事よりはるか以前から私の方は木の運動はやっておりますし、実質、自分ももう県会議員になるはるか前からやっておりますので、それはだれかに言われてなんていうことのようなことは全くございません。

清水委員 それでは最終的に田中知事が木造化を進めることを判断した根拠、それまでは木質化できたわけでありまして、ここで木造化に変わっていくわけでありましてけれども、木造化ということ判断した根拠は何だとお考えになりますか。

島田証人 私が知事のいろいろな答弁等を聞いて、おそらくその前年度か、稲荷山を訪れて知事が行ったときに、体温を調節できないダウン症の子たちが、夏の灼熱で冬は厳寒で、そんな環境の中でコンクリートの中に果たして存在していて、子供の心や体が果たしてちゃんと健全でいられるのかと。そういう木の施設の中でかつて実験したことがありまして、犬を木とコンクリートの中で産ませて育てましたら、ほとんどのコンクリートの中の子供は親にかみ殺されたり、共食いを始めたり、そういったようなことを私もずっと、犬とかそういうのと子供は違いますけれども、しかし人間も同じだなと。これは何とか、そうしたら同じ思いを知事も感じて、これは強くそういったことでできるだけその象徴的なものをチャレンジされたいんだなという、私は実質的なことをやってきておりましたので、できる範囲の中で木質化でという意識でございましたけれども。それは、知事のそういう熱い思いは感じたことは確かです。

清水委員 ということは、知事の御判断には、大きく島田証人の助言があったということでよろしいのでしょうか。

島田証人 私の助言というんじゃなくて、知事の思いを私が熱く感じたということで、共感するところがあったということで。または知事は私の助言を生かす、本人自身がそういったことを本会議で感想を言っておりましたので、これは強く感じられているんだなと、とても私の比ではないなということも感じました。

清水委員 ありがとうございます。もうしばらくでございますのでお願いいたします。では資料の2を、これは宮澤さんから平成15年10月12日午前12時49分にきたメールであります、委員長にお計らいいただきまして証人にごらんいただきたいんですが。

小林委員長 はい、どうぞお願いします。

(証人 記録閲覧)

清水委員 それでは、実はこれはメールでありますので何通か転送をされておりますので、転送された方の名前もそのままつけてございますので御容赦いただきたいと思っております。ほぼ真中、上の方ですけども。「このほどの計画を島田県議から聞き、内装だけでなく、ぜひ構造体まで木造を取り入れていただきたく思いました。」とございますが。宮澤さんに島田証人はどういう計画をお話になったのか、御記憶がございませうか。

島田証人 宮澤君にはともかく木を生かして使う、そんなもう長野県の21世紀に残す大事な、モデル的な木を使った実例になるだろうから、可能な限り、いい参考としての意見を申し上げる機会があるからということだけで、そういう、彼にはそういったことでそのときに参加してもらいました。

清水委員 そのときに、具体的に内装だけでなく構造体まで木造を、俗に言うこのころ我々

が話をしていた木造化という話でありますけど。ここまで計画だったということになっておりますが、そういう計画を具体的にお話になったのでありましょか。もう一度お聞きいたします。

島田証人 その構造体まで木造化ということについては、当然そのとき知事はそういうことまでやりたいというお考えもあったでしょうけれども、まだその段階では、可能な限り木質化のことでしか、提言というか、参考資料として差し上げられなかったようには記憶しています。

清水委員 それではここでもう一つ資料を、お許しをいただいております。

小林委員長 はい、どうぞ。

(証人 記録閲覧)

清水委員 同じ宮澤氏から同じ年、10月15日午前10時23分のメールでございます。資料の3と振ってあるものをごらんいただきたいと思います。1枚目のページの一番下のところでございますけれども、「構造躯体まで木造を取り入れるにしても、設計業者を選定してから」という文章が、このくだりがございます。要は、設計業者を知事が選定してやれば、木造のものができるのではないかと提言をされているんですが、このことは、証人の考えもこれと同じだったというふうに解釈してよろしいでしょうか。

島田証人 私は、これを今初めて見るものですから、どういうふうにしてつくればいいのか、よりいいデザインと、やはりよりいい理念に基づいて、知事の考えている県民のために誇れる社会資本整備をしていくということにつながれば、そういうつながる方向でやっぱりよりいいデザインというものを登用していく。それを見る目というものは、広く、世界、日本中から集める必要があるなということ、もともと地元の知恵と技術と力と資源を使って、次の世代にこの施設を整備するということを常に提案しておりましたので、ただデザインと考え方、それだけは広く集めることはいいなというふうには、私自身は考えておりましたが、そういったことについて話し合ったことはございません。

清水委員 先ほどこのメール御案内ないとおっしゃいまして、ヘッダーのところを見ていただくとわかりますけれども、証人のところにもこれは実は転送されております。15日の23時13分ですので、オリジナルよりも1時間ほどあとですか、転送されておりますけれども、それでも御案内がないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

島田証人 私は平成17年10月26日にのどの手術をして、その次の日から初めてコンピュータというものをさわってメールというものをやるようにしたもので、それまで自分でメールを見たこともないし、大体こんなのはうちにあったのかな、これはきっと名前だけ書いてあってこれ違うんじゃないかなと思いますね。

清水委員 わかりました。それでは最後のところに提案と思われる「県の住宅部や施設課よりも設計業者の方が設計監理においては実務をこなしていると思います。その分、具体的なデータ（法規・工期・予算）等を持っているかもしれません。」と書いてございます。こういう内容の話を宮澤氏とはされたことがございますか。

島田証人 申しわけない、清水さん、今のところはどこでしょうか。

清水委員 資料3の2枚目、本当の最後のところにございます。文章で言いますと「失礼な言い方かもしれませんが」で始まるところです。読みます。「失礼な言い方かもしれませんが県の住宅部や施設課よりも設計業者の方が設計監理においては実務をこなしていると思います。その分、具体的なデータ（法規・工期・予算）等を持っているかもしれません。」という宮澤さんからの内容のメールであります。こういう内容の話を宮澤さんと島田証人は話された記憶がございますか。

島田証人 全くその記憶はございません。しかし、このとおりだと思います。

清水委員 私の方からは結構です。どうも御協力ありがとうございました。

小林委員長 委員各位から関連した補充尋問がございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

以上で島田基正証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、忙しい中、お越しをいただきまことにありがとうございました。寒さに向かう折から、のどには十分御自愛をいただき、御回復を御祈念いたします。御苦勞様でした。御退室されて結構であります。

[島田証人 退席]

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩時刻 午後2時22分

再開時刻 午後2時50分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

この際、出頭拒否に対する認定の件を議題といたします。議長から松林憲治さんに対し、11月28日(月)の本委員会に証人として出頭するよう通知いたしましたところ、当日午前中は栄村長との懇談会のため、また午後は組合交渉のため出頭できないとの通知があり、再三にわたり出頭要請いたしましたが、出頭いただけませんでした。

お諮りいたします。松林憲治さんについては、正当な理由がなく出頭しないものと認定するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数と認め、松林憲治さんについては、正当な理由がなく出頭しないものと認定いたしました。

次に、田附保行さんから証言を求めます。

お諮りいたします。証人田附保行さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、証人田附保行さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、撮影は後方からのみにお願いしますとの申し出がありましたので、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いいたします。

これより、証人田附保行さんの入室を求めます。

[田附証人 入室・着席]

田附保行証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、再度、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査ために御協力いただくようお願いする次第であります。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

田附保行証人、宣誓書の朗読を願います。

[田附証人 宣誓書を朗読]

御着席を願います。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままでも結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

これより田附保行証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねします。その後、各委員から尋問願うことにしております。

まず田附保行証人にお尋ねをいたします。あなたは田附保行さんですか。

田附証人 はい、そのとおりです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

田附証人 役職名は県計量検定所技術幹でございます。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。この際、田附保行さんから発言を求められておりますので、これを許可いたします。

田附証人 本日の証言に当たりまして、一部新しい事実が出てまいりまして、私の方から証言の訂正のお願いを申し上げた次第でございます。このような機会をいただきまして大変ありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

それではまず訂正の証言の内容でございますけれども、私はこれまで百条委員会で、いわゆる働き掛け文書の非公開について、岡部英則氏から電話が来まして、初めて話をしたのが平成15年10月9日の午前中ということで証言をしてまいりました。ところがこの日、私は午前、小布施町役場へ出張していることを思い出しまして、午前9時15分ごろから午前11時50分ごろまでの間、県庁内にはおらなかったことを思い出したわけでございます。これはそのときの松野課長補佐のスケジュールメモ、並びに11月5日付の部長レク用の下水道課の文書

の中にもありまして、そのことは明らかでございます。

それからまたこの出張していることが明らかになったことのほかに、岡部氏から知事にあてたメールが2通、それから宮津さんから知事にあてたメール、これも出てまいりまして、このことから証言の訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事実でございますけれども、岡部氏から電話がありまして、最初に話をしたのは10月8日でございます。それから岡部氏から文書の回収、いわゆる課の職員からの文書の回収をし、そのメモを破棄するようにと指示を受けたのは10月9日でございます。10月9日の午前11時55分に知事にあてた岡部英則氏のメールに「田附課長さんは午前中出張とのことです。お昼に会って再度課長として決断するよう促します。」とあります。これはメールを送る以前に、私に決断をしたことがあるという事実、これを意味しているはずでございます。

また10月9日の午後1時31分の知事にあてた岡部氏のメールの中に、「田附課長さんに再度来ていただきまして、課長自体がしっかり方針を出して早急に処理をするよう指示しました。コピー等は確認して回収し処分すること」ということが書かれてあります。このメールが送付された時点で既にメモを回収して破棄をすることの指示がされていたということが理解できます。

加えて9日の午前8時52分に知事にあてた宮津さんのメールにも「岡部さんが対応していますので追って報告があると思います。」とあります。これも端的に申しまして、岡部氏が8日から文書非公開について動いていたという裏づけをしているものと思われま

す。岡部氏との最初の話の中で、公文書には当たらないのではないかと強く言われ、このことを下水道課職員に説明し、理解を得るよう指示をされました。この指示に従って説明はしましたが、理解が得られなかったことから、その日、その後2回以上、岡部氏に相談に行っております。行ったことを記憶しております。最後の相談は、午後5時15分を過ぎていたという記憶も残っております。また、このことがあった翌日に岡部氏に相談に行ったときには、これではだめだと言われまして、文書学事課へ照会にまいりまして、その結果、公文書には当たらない旨の回答を得ました。それで、そのあとすぐ経営戦略局の会議室へ戻りまして、岡部氏から課の職員個々に説明をした上でメモを回収し、そのメモを破棄しなさいという指示を受けたことを記憶しております。

以上このような3通のメールと、それから私の記憶とを総合的に判断いたしますと、岡部氏から最初に公文書には当たらないのではないかと強く指示をされたのは、10月8日しかあり得ません。またメモの回収と破棄の指示は、メールにありますとおり10月9日でございます。このことの私の記憶が、特に日時でございますけれども、抜け落ちていた中で、私的メモとする私への指示、これが9日の午前9時28分に知事からメールが転送されたあとに、

私の方にそういう指示がされたという証言が正しいものと、岡部氏の証言が正しいものと思いい込んで、このことに引きずられて、岡部氏に合わせる形で証言をしてまいりました。その結果、8日と9日の日付が1日ずれてしまっておりました。改めて記憶を掘り起こしてみますと、やはり2月14日と2月17日の総務委員会での私の証言が正しいということをお場で改めて証言をさせていただきます。つまり10月8日に岡部氏から指示を受けて、公文書にはならない旨を課の職員に説明し、その説明によって下水道課の中が騒然となったという経過が事実でございます。

私はあの文書は当初から私的メモと考えておりましたし、メモの中身におきましてもあまり問題にならないというふうに認識をして考えておったんですけれども、岡部参事からはこの文書は出すのはまずいよというような指摘を受けていた記憶がありまして、この指摘に従って、私はまずいから出さないというような発言にいたったわけでございます。

あと、すみませんが、このようなふうに日付がずれてしまったために、証言の訂正箇所がかなり出てまいります。それで簡単に申し上げますと、まず岡部参事から電話が来たのが10月9日という証言をしておったのが4回ございまして、これは10月8日に変更をさせていただきたいと思っております。

それから岡部参事から公文書にならない旨、課の職員に理解を得るよう指示され、私が説明したところ騒然となったというこれでございますが、それまでは騒然となったのが8日ございまして、当初の説明は8日に騒然となったんだけど、そのあと9日に岡部さんから連絡が来てというような説明をいたしました。そうではなくて、岡部さんからの公文書にならない旨の説明を課の職員にして、それによって課の中が騒然となったということで、その辺の岡部参事の方からの指示が最初で、その次が下水道課の中が騒然としたという順序に訂正をお願いしたいと思っております。これも全部で6カ所が訂正になります。

それから10月8日に相談したのはだれかというふうに聞かれまして、そのときは監理課長さんに1回か2回というようなふうに回答をしておりましたけれども、これも違っておりまして、監理課長さんは1回という記憶がありますけれども、岡部参事につきましては3回以上相談したということに訂正をお願いいたします。これも全部で3カ所の訂正になります。

それから文書学事課へ照会に行ったというものも、これも10月10日という証言をしてまいりましたけれども、これが正しくは10月9日に変更をお願いしたいと思っております。これが全部で7カ所の証言の訂正になります。

それから10月8日に下水道課の職員から私が2回席をはずしたという証言があったんですが、それが何のためかということで、場合によっては監理課長さんの相談ということと、それから場合によっては私もトイレか何かへ行ったのではないかという回答をいたしました

けれども。それも、これは岡部参事のところへ相談に行ったことが、あるいは監理課長さんの方へ相談に行ったということで内容の訂正をお願いしたいと思います。以上でございます。小林委員長 今、お聞きのとおり証言の訂正の証言があったわけですが、委員各位から発言がございますか。

(「なし」という声あり)

以上で田附保行証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、お忙しい中、再度お越しいただきありがとうございました。御退席されて結構でございます。

[田附証人 退席]

ここで議事の都合により4時まで休憩いたします。

休憩時刻 午後3時12分

再開時刻 午後4時

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に小田原健さん、宮澤広一さんから証言を求めます。

証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、撮影は後方からお願いしますとの申し出がありましたので、報道の皆様にも格段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いいたします。

これより、小田原健証人、宮澤広一証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、遠路、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査ために御協力くださるようお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、そ

の職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず小田原健証人、宣誓書の朗読を願います。

[小田原証人 宣誓書を朗読]

次に宮澤広一証人、宣誓書の朗読を願います。

[宮澤証人 宣誓書を朗読]

御着席を願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願えれば幸いです。

これより小田原健証人から証言を求めます。最初に委員長の立場から所要の事項をお尋ねいたします。引き続きまして清水委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を願うことにいたします。

まず小田原健証人にお尋ねいたします。あなたは小田原健さんですか。

小田原証人 はい、そうでございます。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

小田原証人 職業はデザイナーでございます。

小林委員長 次に宮澤広一証人にお尋ねをいたします。あなたは宮澤広一さんですか。

宮澤証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

宮澤証人 現在、会社員でございます。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、清水委員から尋問させていただきます。

清水委員 どうもきょうは御苦労様でございます。大変お忙しい中を御足労いただきましてありがとうございます。緊張されているかと思いますが、リラックスしてお答えいただければ結構でございますので、よろしくお願いたします。お二人お見えになりますので、うまくやるつもりでいますけど、ぜひ御協力をお願いいたします。

それでは小田原証人の方にまずお伺いをいたします。先ほどお仕事はデザイナーということとございましたが、会社などの団体には属されていないか、お聞きいたします。

小田原証人 デザイン事務所を私自身が経営しております。

清水委員 申しわけございませんが、その会社のお名前を教えてくださいませんか。

小田原証人 株式会社ベル研究所と申します。

清水委員 そこでの主たる証人のお仕事はデザイナーということでしたが、含めて主たるお仕事を教えてくださいませんか。

小田原証人 特に木工関係のデザインが多いです。

清水委員 調べによりますと小田原証人は、田中知事とは非常にかかわりが深いというふうに使われているんですけども。いつごろから知事とお知り合いになったか、教えてくださいませんか。

小田原証人 はっきり覚えていないんですが、田中知事が知事になられて半年ぐらいたってからではないかなと思っております。

清水委員 それは知事になられたというのは、選挙を2回やっていますので、最初かあとかという言い方で教えてください。

小田原証人 最初のころです。

清水委員 ありがとうございます。それでは宮澤証人にお伺いいたします。あなたのお勤めの会社のお名前は何でしょうか。

宮澤証人 川西木材合資会社です。

清水委員 それでは川西木材さんの主なお仕事は何でしょうか。

宮澤証人 川西木材の業務は、主に材木の販売、また建築材料、いわゆる建材類の販売、また不動産の仲介及び売買、そして一般建築の請負業をさせていただいております。

清水委員 それではそこでの証人の主なお仕事は何でありましょうか。

宮澤証人 私の仕事は主に、少人数の会社ですから何でもやると言えば何でもやっています。

製材機を動かすこともあれば、材木を担ぐこともあれば、配達をすることもあれば、また営業活動と言いましてお客さん回りをすることもあれば、さまざまな形で仕事をさせていただいております。

清水委員 それではお聞きいたしますが、設計などのお仕事もされますか。

宮澤証人 特に設計の仕事はしておりません。

清水委員 それではお伺いいたしますが、それでは川西木材さんの代表者のお名前は何かおっしゃいますか。

宮澤証人 宮澤マサ代です。

清水委員 では代表者である宮澤マサ代さんとあなたの御関係は何でしょうか。

宮澤証人 宮澤マサ代は、私の母親になります。

清水委員 それでは宮澤マサ代さんが、しなやかな信州をはぐくむ会の役員であるということは御案内でしょうか。

宮澤証人 承知しております。

清水委員 それでは協同組合エルクというところがございしますが、そことあなたの会社の関係がおわかりでしたらお教えいただきたいんですが。

宮澤証人 主に社長が組合関係の方はやっているもので、私の聞く範囲では組合員として活動させていただいております。

清水委員 それでは稲荷山養護学校改築に関しまして、協同組合エルクさんが、これは間接的でありますけれども、木材を納入したという事実は御存知でしょうか。

宮澤証人 私は特に存じ上げません。

清水委員 ではエルクさんが養護学校に納入したということ、いわゆる代表の、これはお母さんと言っているんですか、代表者からもお聞きはなさっていないということよろしいんでしょうか。

宮澤証人 特に聞いておりません。

清水委員 それでは宮澤証人にもう一つお聞きいたしますが、ジューテックという会社は御案内でしょうか。

宮澤証人 ジューテックは知っています。

清水委員 どのような会社かお教えいただけますか。

宮澤証人 建築材料の流通業者と言えばよろしいでしょうか。

清水委員 失礼ですけど、御社とはお取引がございしますか。

宮澤証人 あります。

清水委員 それでは小田原証人にお伺いをいたします。平成14年10月11日、大分前になりま

す。午後2時30分、田中知事のところにお伺いになったでしょうか。

小田原証人 詳しくは覚えておりません。

清水委員 それでは同じ尋問を宮澤証人にもさせていただきます。平成14年10月11日午後2時30分、時間と日付は若干、記憶でしょうからあれしますが、田中知事のところにお伺いになったでしょうか。

宮澤証人 おっしゃられているとおり、日にちとか時間はちょっと確かではないですけども、その時期に伺った覚えはあります。

清水委員 それではその場所についてお伺いいたしますが、場所は3階の知事応接室、昔これ旧知事室と言うんですが、3階だった記憶はございますか。

宮澤証人 確かではないですけども、階段を上っていったのか、何しろ1階ではなかったと思っています。

清水委員 それでは、そのときに一緒に行かれた方はおわかりになりますか。

宮澤証人 一緒に行ったのは、島田県会議員さんと、ここにいらっしゃる小田原先生と一緒にだったことは覚えております。

清水委員 小田原証人にお伺いいたしますが、ということで一緒に行かれているとのことでございますが、思い出されたでしょうか。

小田原証人 日にちは思い出しませんけど、行ったことはあることは思い出しております。

清水委員 では小田原証人にお伺いいたします。きょうはここまで何で来られましたでしょうか。

小田原証人 私は横浜に住んでおりますので、横浜から東京駅に京浜東北線に出て、新幹線で長野に出て、長野からタクシーでここまでまいりました。

清水委員 ということは、当日も当然新幹線だと思われるんですが、このことは急に出てこいという話になったんですか、それとも以前から、これいつというのは言わなくて結構です、おわかりにならないと思いますので。以前に決まっていた日程だったかはお覚えがございませんか。

小田原証人 そのいきさつは詳しくは覚えていませんが、そのためにだけではない、ついでのような気がしたような気もしますけど。

清水委員 それでは同じことを宮澤証人にお伺いいたしますが。その知事のところへ訪問する日程は、前もって決まっていたものでありましょうか、それとも急遽決まったものでありましょうか。

宮澤証人 定かではありません。ただ印象的には、結構急だったような印象があります。

清水委員 それでは、当然知事のところへ行くということですので、普通はあり得な

いと思いますので、それはどなたにお声をかけていただいて、このことが実行されたんでしょうか。

宮澤証人 当時、島田県議さんにお声をかけていただきました。

清水委員 小田原証人にお伺いをいたしますが、そのことは記憶にございますか、声をかけていただいた方が。

小田原証人 同じく今の島田議員と同行したと覚えております。

清水委員 では宮澤証人にお伺いいたします。島田県議からどういうふうにお声をかけられて行くことになったか、いきさつがおわかりでしたら教えていただきたいんですが。

小田原証人 私が知事に会いたいと言った覚えはありません。

清水委員 では宮澤証人は、いきさつをお覚えでしたらお教えください。

宮澤証人 何しろ3年前のことなのでよくは覚えてないんですが、印象的に、常日ごろから、私は材木業をやっているものですから、県議に対して、だれに対しても、材木についてPRできる場があったらぜひ呼んでいただきたいと、ぜひチャンスをくださいということをお願いしていました。そんなこともあって、島田県議から声をかけていただいたのかなというふうに印象的には覚えております。

清水委員 それでは宮澤証人にもう一つお伺いしますが、続けてお伺いいたします。では知事室には、今行かれた方以外に、どなたか知事以外にお見えになりましたでしょうか。

宮澤証人 見えたと思います。ちょっとだれだかは、多分県の職員の方だったと思うんですけども、どなたかはよく思い出せません。

清水委員 では小田原証人にお伺いいたします。先ほど私の方から知事に会いたいと言った覚えはないというふうにおっしゃいましたが、その知事室に行かれまして、どんな話をされたか記憶にございますか。

小田原証人 私は全国で森林の間伐材の有効利用をかなり各地でやっております。それに対して、間伐材を有効利用するということは、大変環境を保護する基本になるんだよということと言ったつもりです。

清水委員 ではその折、稲荷山養護学校の改築について、何らかの話はございませんでしたでしょうか。

小田原証人 稲荷山の話は、かなりそこからあとではないかなと思いますが、何かそういう学校をつくるが、木材を利用するということは、学校環境には大変いい考えですがということを御提案いたしました。

清水委員 宮澤証人に同じことをお聞きいたしますが、その知事室に行かれまして、どのような話をされたか、覚えている範囲で結構でございます、お話しください。

宮澤証人 正直申し上げて、先ほども言いましたけれども3年前のことなのではっきり覚えているということはあまりないんですけども、今こうつらつらと思い出すに、当時、島田県議と小田原先生とお伺いして、私は何しろ木を愛しているものですからぜひ木を使ってくださいと。材木を多く使ってほしいということを話題として申し上げたと思います。

清水委員 その折、同じようなことをお聞きします。稲荷山養護学校の改築事業についての話題は当然出たかと思うんですが、いかがでしたでしょうか。

宮澤証人 その場で出たということとははっきりわかりませんが、そのあと私、その学校まで見に行きましたので、当然その場でもその話題は出たと思います。

清水委員 では小田原証人にお伺いいたしますが。家具デザイナー、私はそうに解釈していたものですから、家具デザイナーであるあなたがその場に招かれたことにつきまして、何か違和感はございませんでしたでしょうか。

小田原証人 私、家具だけのデザイナーではありませんから、何の違和感はありません。

清水委員 それでは宮澤証人にお伺いいたします。先ほど、その後、稲荷山養護学校の現場へ行ったというか現地へ行ったとお話になりました。なぜそういう話になったか、御記憶はございますか。

宮澤証人 その辺のいきさつが私もはっきり覚えていないんですけども。何しろ、確か県の職員の方だったと思います。何しろでは現場をすぐ見てくださいというような話題が出て、時間的にもあいているのででは一緒に行きますということで行ったと覚えています。

清水委員 小田原証人もそれで間違いないでしょうか、御確認申し上げます。

小田原証人 稲荷山の話は、僕は知事にお会いしてから大分あとの話で、そのときに知事に会ったときには、横にはきっと、覚えていませんが林務部の職員の方がいたんじゃないかなろうかと思います。

清水委員 それではそのときに行かれた方をお伺いいたしますが、これは宮澤証人にではお伺いいたします。一緒に行かれた方が、または現地で合流された方がどなたか、お教えください。

宮澤証人 はっきりは覚えていません。ただ、私は当然行きました。あと県の職員の方が何名が行ったと思います。現地で待たれていた県の職員の方もいたんじゃないかなと。その場であいさつしたような覚えもありますので、行った先でいたんじゃないかなと思います。また途中から上田の設計事務所の方と合流しまして、それはどこで合流したかちょっと定かではないです。一緒に行った覚えがあります。

清水委員 すみません、その方のお名前はわかりますか。

宮澤証人 権田豊さんです。

清水委員 それでは現地を見ながらどのようなお話をされたか、宮澤証人、覚えておられましたらお答え願いたいんですが。

宮澤証人 状況を思い出しながらなんではっきりはこう申し上げられないんですけども。県の職員の方、あるいはもしかしたら学校の職員の方だったかと思うんですけども、案内されながら校舎をぐるぐるっと見て回ったと思います。その中でどんなこととお話したかという、現状こういう建物ですと、非常に老朽化が進んでいますというようなお話を伺いながら見て回った覚えがあります。また、確か、よく覚えていないですね、あと敷地もここを少し広げるんですというようなお話も出ていたような気がします。

清水委員 それではちょっとその話が前に戻ってしまうんですけども。稲荷山のその現地に行かれたということはわかりました。ではなぜ行ったかというところは、今、県の職員の方がおっしゃったということですが、県職員の方は何で行ってほしいと言ったか、おわかりになりますでしょうか。

宮澤証人 すみません、そこまではちょっとわかりません。

清水委員 小田原証人にお伺いいたしますけれども、今、そういうことで現地にも行かれていたということなんでありますが、その辺のことは思い出されたでしょうか。

小田原証人 何となく今思い出しておりますが、確か施設課の方とか、あと学校側の方とかと懇談をしたことがあります。

清水委員 それでは宮澤証人にお伺いいたしますが、率直なそのときの木造化に対しての印象はどうだったでしょうか。

宮澤証人 木造化に対する印象と言いますと、まず印象なんですけれども、行った感じ本当に老朽化が、本当におっしゃられるとおり、案内した方がおっしゃるとおり、ひどく老朽化が進んだ建物だなということは正直印象として受けました。また、私、ふだんから木を愛して、みずからも近所で卒業した学校は木造の小学校でした。その小学校は、当社の創業者が材木をおさめた学校でもあります。その学校を私の母親も祖父も私も、私の子供も今そこで習っているような状況で、非常にそういった木の校舎というのを私は愛してもいますので、せっかくこれをでは直すなら木をたくさん使っていただければなというふうに印象を受けました。

清水委員 同じように小田原証人も何かお考え、思いがあったでしょうか。

小田原証人 その場では、木造がどうのこうのとか、そういう話は私は全くした覚えもないし、そういう次元の話ではなかったんじゃないかなと。その学校を建て直すんだよという、それにはどうしたらいいんだろうかという程度の話だったんじゃないかなと思います。

清水委員 では続けて小田原証人にお伺いいたしますが、当日でないのか、そのころで結構

であります、島田県議とこのときの様子について意見交換なり、意見交換というところとオーバーですね、電話なり何か話をされましたでしょうか。

小田原証人 大分あとからではないかと思いますが。具体的にコンクリートの建築より、できるだけ県産材の木材を使っていくことが望ましいんじゃないかならうかという、そういうものに対して技術的にどうなんだろうとかいうことを聞かれたことはあります。

清水委員 ちょっとくどいようでありますけど、それは県議の方から言われたと。小田原証人の方から提言したのではなくて、県議の方から言われたということではよろしいでしょうか。

小田原証人 そのとおりです。

清水委員 ありがとうございます。では宮澤証人にお伺いいたしますが。当日、その後、島田県議と何かお話、当日です、島田県議とその後お話をなさいましたでしょうか。

宮澤証人 その当日ですか。その当日は、おそらくの話になってしまいます、すみません。おそらく私は帰ってきてから、現場を見させていただきましてということで報告はしたかと思えます。

清水委員 ではそこでお伺いしたいんですが、そのときどのようなお話をされたか、覚えておられましたらお話し願いたいんですが。

宮澤証人 そのときですね、ちょっとどういう話かといっても、私、常日ごろ話していることは、たくさん木を使えば子供の環境にとってもいいということを常に言っているものですから、多分そのときも同じように、せっかくああいうものを建て直すのであれば、木をたくさん使いたいですねというお話をしたかと思えます。

清水委員 その折、何か島田県議に、何かお願い、お願いというのはもっと木材を使うとかそういうことではなくてですけども。何かお願いしたことはございませんか。

宮澤証人 その後と言いますとその日ですか。その日はちょっとあと、どんな話をしたかはよく覚えていないです、すみません。

清水委員 ここでちょっと資料をお二人に見ていただきたいので、お配りをいただければありがたいと思えますが。

小林委員長 ではお示してください。

(各証人 記録閲覧)

清水委員 これは当委員会の方に、これは自律教育課の方から出された記録にあった文書でございます。資料1と打っております。ここには、この文書は田中知事あてにお二人の連名で作られたものでありますが、まず初めに小田原証人にお伺いいたしますが、この文書をつくられた記憶はございますか。

小田原証人 ちょっと今、いっぺんにこれ読み切れませんので何とも言えませんが、きっと

いい提案、非常にいい提案が書いてあるのではなかろうかなと思っております。

清水委員 申しわけございません、尋問させていただいている内容は、おつくりになりましたかということでございます。

小田原証人 私がワープロを打ってこういう文書を、僕はいつも手書きで自分で書いていますので、これは私の手書きのものを、私ではないですが文書をつくったんじゃないかと思えます。

清水委員 では宮澤証人にお伺いをいたしますが、この文書はおつくりになった記憶がございましたか。

宮澤証人 はい、つくった覚えがあります。

清水委員 お二人のお名前になっております。宮澤証人は覚えておられるということになれば、小田原証人の御意見も参考にしておつったという解釈をしてもよろしいでしょうか。

宮澤証人 はい、そのとおりです。

清水委員 ではこの文書であります、これをつくられて、これをどうされましたでしょうか、宮澤証人にお伺いいたします。

宮澤証人 これをつくって、こういったことを私は知事に言いたいからこのように書いたんですけれども、つくって、島田県議の方に、届けていただけないかということをお願いした覚えはあります。

清水委員 それではその島田県議に届けるという話を、小田原証人は宮澤証人からお聞きになりましたでしょうか。

小田原証人 私はきょうこれ初めて見るものですから、ちょっと明快には言えません。

清水委員 それでは宮澤証人にお伺いいたしますが、おつくりになったのは宮澤証人ということですが。こんなことを聞くのは失礼かと思うんですが、ではなぜ小田原証人のお名前をここに書かれたか、お話しいただけますでしょうか。

宮澤証人 ここにある文書は、非常に小田原先生のお言葉を参考にさせていただいております。参考というか、いただいている部分もありますので、ここに小田原先生のお名前を書かせていただいたんじゃないかなと思います。

清水委員 それでは小田原証人の日ごろの言動から、こういうお気持ちだということで類推されて書かれたとこういうことでよろしいでしょうか。

宮澤証人 当時どういう思いでそれをやったか、小田原先生、そうですね、そういう、はっきりは覚えていないですけど、そういうことだと思います。

清水委員 それでは宮澤証人にお伺いいたしますが、これは先ほどおっしゃった島田県議にお渡ししたということですが、ほかにはどなたにもお渡しになっておられませんでしょうか。

宮澤証人 ちょっと作成している間に協力していただいた方もいますので、ちょっと覚えてはいないので、もしかしたら見せるなりお渡しするなりしていた可能性はあるような気がします。

清水委員 先ほどおっしゃいました作成途中で協力された方というのは、お名前がわかたらお教えいただけますか。

宮澤証人 ちょっと下のお名前まで覚えていないですけども、鈴木さんという方です。

清水委員 申しわけございませんが、その方はどういう御関係の方が、また会社などにお勤めだったらその会社をお教えいただければ幸いです。

宮澤証人 集成材のメーカーで県産材を多く使われている斎藤木材さんにお勤めの鈴木さんです。

清水委員 ありがとうございます。この文書の、おめくりいただいて2枚目になるうかと思えます。1枚目は理念というか思いを書かれていまして、2枚目はこの具体的なものが書かれているんですが。この2枚目の予算というところの3番のところに、金額の提示というか、全部予算のところは全部数字が入っているんですが。これについては、この計算根拠のものがなければできないかと思うんですが、それはどうやって入手されたか、覚えておられますか。

宮澤証人 それは、その鈴木さんがそういったことに、木造の校舎ですとか、木造の大きな建物、また木を使った建物に非常に造詣が深くて、ノウハウもたくさんお持ちだろうということで、鈴木さんにお伺いしてつくっていただいたというふうに、確かそうだったと思いません。

清水委員 ここに詳しい18万円とか、その下の和田の小学校についてはおそらくそういうことだろうと思えますが。この県の方からの資料は何もなかったのでしょうか。

宮澤証人 すみません、この予算の1番の18万円ですか、これも私はちょっと3年前のことで本当にすみません、なかなか思い出せない部分があるんですけども。もしかしたらどこかの会話の中で、県の職員の方が非常に予算的にも厳しいんですと。その中でももしかしたら18万円で厳しいんですというようなお話が出たのかなというふうに思います。

清水委員 それではこの積算の根拠になる数字を、島田県議からちょうだいしたということはありませんか。

宮澤証人 根拠になる数字と言いますと、例えばどんな。

清水委員 私もちょっとプロではないものでわかりませんが、俗に言う単価表と言われるものだというふうに思いますけれども。

宮澤証人 ちょっとその辺、私はちょっと定かに覚えていません。

清水委員 それではこの出された数字について、宮澤証人はどのようにお考えになりましたか、どのような見解を持たれましたでしょうか。

宮澤証人 出された数字と言いますと、3番ですか。御経験のある方に出して、概算と言いますか、大まかな試算なんですけれども出していただいた数字ですので、それをそのままここに使わせていただいたというだけです。

清水委員 ではこの数字のことに、若干お伺いいたしますけれども、こういったものをきちっと出すには、当然構造から外壁から内壁からいろいろなものが全部こう案分というかして出てくるものだと思うんですけれども、それは主に先ほどおっしゃった鈴木さんという方がやられた、こういうことによるのでしょうか。

宮澤証人 はっきりは覚えていないですけれども、確かそうだったんじゃないかなと思います。

清水委員 こんなことを言ったら失礼ですが、宮澤さんの得意な分野は、鈴木さんに聞かなくてやった部分は、得意な分野は何でしょうか。

宮澤証人 私は正直申し上げて、得意な分野ですか、得意な分野・・・

清水委員 すみません、尋問が舌足らずでございました。設計部門については得意ではございませんかということでお聞きします。

宮澤証人 あまり詳しいことについては、特に大規模な専門的な知識を用いるものは、私はそこまでは詳しくはございません。

清水委員 ありがとうございます。ではこのときに、この数字も含めた内容の中で、宮澤証人は、木造化、木造化という意味はちょっと共通にしなければいけないので、木質化と木造化という言葉がございまして、木質化というのは内装、外装をできるだけ木を使っていく。木造化というのは、構造まで木でしてしまおうというのが木造化というふうに我々は解釈しているんですが。木造化という会話は、この中からは読み取れるところが、御自身はつくられた意図がございしますか。

宮澤証人 すみません、もう一度ちょっと確認したいんです。木造化というのは。

清水委員 木造化というのは、ここに書いてありますけれども、法律的には構造躯体まで木造ということで解釈しているんですが。要は躯体まで木造にするのを木造化、それからRCでいって、壁とか内装、できるだけ木を使うのが木質化という解釈をしているんですが。その木造化については、どういう御意見だったのでしょうかということですが。

宮澤証人 この文書を私が作成しているときは、作成するに当たっては、木をなるべく使っていたきたいというつもりで書きました。

清水委員 それでは具体的に木造というものを視野に置いた話と、そうではないという話と

分けた場合、木造ということ視野に置いてつくられた文書でしょうか。

宮澤証人 木造化ということも視野に入れましたし、木質化ということも視野に入れました。

清水委員 それでは資料の2というのをこれからお配りしたいんですが、委員長にお計らいいたします。

小林委員長 はい、お示してください。

(各証人 記録閲覧)

清水委員 お手元にお配りいたしました資料の2号というこのメールであります、この文面というか内容から読み取りますと、宮澤証人が田中知事に送られたものがまた転送をされて回っていったものだというふうに受け取られます。この中の記述でございますが、ちょうど文書の中の前半の部分のところでございます、「このほどの計画を島田県議から聞き、内装だけでなく、ぜひ構造体まで木造を取り入れていただきたいと思いました。」、こういうふうに宮澤証人はここで書かれております。そこでお聞きをいたしますが、このほどの計画というのはどういう計画だったのか、島田県議からお聞きしたのか、覚えておりましたらお教え願いたいんであります。

宮澤証人 ちょっとよくはつきり、ちょっと今これ読み返しているんですけども、おそらく今思い起こすに稲荷山の計画ではないかと自分で感じます。

清水委員 稲荷山の計画だということになりますと、稲荷山の計画を、内装だけでなく構造体まで木造を取り入れていただきたい、この取り入れていただきたいという思いは、島田県議から言われたということですか、それとも宮澤さんがそう思ったということですか。

宮澤証人 すみません、ちょっとこれ突然こう私見ているわけですけども。ちょっと非常にこれ突然見ているもので、当時のことをどういつもりで私、私が書いたものなんですけれども、だと思っんですけども。どういつもりで書いたかというのが、当時のことをこう思い出すのに、ちょっと突然すぎてちょっとわかりかねます。

清水委員 緊張しないでくださいね。私も3年前のことを急に聞かれてすぐにそれは思い出せないと思いますので。ただこの文書自体、では確認をさせていただきますけれども、つくられたという記憶は、細部は若干違うのがあるかもしれません、というのはわかりませんので。ただ、これ、まずこのエンドのところについている署名がございますね。これも含めて、これは間違いなく宮澤証人がおつくりになられているフォーマットでしょうか、当時です。

宮澤証人 おそらくそうだと思います。

清水委員 確認をいたしますが、ここに携帯の番号とi - modeの携帯が入っておりますが、これは御自身のもので間違いございませんでしょうか。

宮澤証人 携帯の番号は私のもので間違いありませんが、i - modeは、おそらくこれ当

時、結構 i - mode をかえるものですから、当時使っていたものじゃないかなと思います。  
清水委員 それではこの内容に書かれていることが、実はこれが12日という日付になります。ですから稲荷山のお話をされて現場を見られた次の日ということになります。夜の12時ということになるかというふうに思いますけれども、このときのことで、ここに書かれていることは、では御自身が考えられたことか、県議と打ち合わせされたということか、明確でないということによろしいのでしょうか。

宮澤証人 すみません・・・

清水委員 もしちょっと時間をいただけるなら読まれた方がいいかと思います。

小林委員長 そうですね、ちょっと目を通してください。

清水委員 では資料の3というのもございますので、委員長お計らいいただいて、よろしければ先にお渡ししていただいて若干読む時間をつくらせていただきたいと思います。

小林委員長 わかりました。お見せください。

(各証人 記録閲覧)

清水委員 では、実はこのメールは小田原証人にはあまり御関係ございませんので、小田原証人の方からの尋問を進めさせていただきたいと思います。平成14年12月2日であります。ときのプロポーザル、この稲荷山のプロポーザル選定委員会にお入りになり、同月6日、4日後ですね、同委員会を抜けておられますが、これは御自身の御意思だったんでありましようか。

小田原証人 ちょっともう一回、すみません。

清水委員 平成14年12月2日にプロポーザル委員会に入り、同月6日、だから12月6日ですね、委員会を抜けているという記録があるんですが。

(小田原証人から「抜けている」という声あり)

はい、やめられているという記録があるんですが、御自身の御意思でしょうか。

小田原証人 全くそういう意識はしたことがないので、きっとはずされたのではないですか。

清水委員 では入ったかどうかからまずいきましょうか。入られたことは間違いございませんでしょうか。

小田原証人 そんな意識もありません。

清水委員 ということは、お聞きをいたしますが、御自身では入ったという意識もなければ、当然やめたという意識もない。失礼な言い方ですけど、書類が勝手に動いていたとこういふことによろしいのでしょうか。

小田原証人 全くそのとおりで、御指示に従って動いただけです。

清水委員 ということは、入ったという連絡、やめたという連絡もなかったということですか。

か。

小田原証人 はい、覚えていませんが、そうじゃないかと思います。

清水委員 その後というか、さっき言った14年の12月以降ですけれども、田中知事とお会いになった機会がございますか。

小田原証人 田中知事とは、延べで数回はお会いしています。

清水委員 おそらくちょっと記憶が遠いかもしれませんが、その折、このプロポーザル委員会に出たり入ったりの話ですが、何か知事からお話を聞いた記憶は、ではございませんか。

小田原証人 私は田中知事に数回今会ったと言いましたけど、稲荷山の件で会ったことは1回もありません。

清水委員 わかりました。それではお聞きいたしますが、このプロポーザル委員会の委員長さんの團さん、團先生というか、この方は前から御案内でしょうか。

小田原証人 この稲荷山の審査員をやるように言われて、初めてお会いしました。

清水委員 ちょっと待ってください。審査員をやるように言われたとおっしゃいましたが、それがいわゆるプロポーザル委員会なんでありますが、それに入れと言われたということは御案内だったわけですか。

小田原証人 そうですね、審査委員になるように、林務部からじゃないかと思いますが、要請があったと思います。

清水委員 抜けた、やめたというのか抜けたというのかそれはわかりませんが、そのことについては、では連絡もなければ何もないということでしょうか。

小田原証人 審査員を抜けたということですか。全くそんな意識は、今初めて聞きました。

清水委員 先ほどですけれども、御証言の中で、はずされたのではないかなというふうに御感想をおっしゃいましたが、このはずされたという意味はどういう意味だったか、御案内になりますでしょうか。

小田原証人 いろいろ内部で、よくわかりませんが、何ていうか、はっきりは今、はずされたとかどうのこうのと言え、何か私が必要じゃなかったんじゃないかなと思いますけれども。もしそういう、内部でそういうことがあったならば。そんなことも初めて聞いていますので。

清水委員 もちろんこれは当時のことでありますし、思いでありますので。ただ、今おっしゃったようにいないのかなと思われたというお話だったのですが、もしですけれども、そういう何か心当たりがあるならばお教えいただけますか。

小田原証人 全く感じません。

清水委員 それでは北川原設計事務所というのは、御存知でしょうか。

小田原証人 私、東京芸術大学の建築科で長く講師をやっていたから、北川原さんのことは知っております。

清水委員 知っているというのは、認知しているということなのか、よく知っているということなのか、内容も知っているということなのか、親交があるのか、その辺をお教えいただけますか。

小田原証人 知っているという程度です。

清水委員 くどいようになりますが、名前を知っているという程度ということによろしいのでしょうか。

小田原証人 そのとおりです。

清水委員 それでは残りのプロポーザル選定委員会のメンバー、それは御案内だと思いますが、その中に知っておられる、いわゆる旧来から知っておられる方はお見えになりますでしょうか。

小田原証人 みんな初めての出会いです。

清水委員 ありがとうございます。それでは宮澤証人、そろそろよろしいでしょうか。では若干先ほどした尋問もごさいますが、読まれていなかったようですのでもう一度改めてさせていただく部分もごさいますので、お許しをいただきたいと思いますが。この中で、できるだけ木材を使うという記述がごさいますが、このことについては、「内装だけでなく、ぜひ構造体まで木造を取り入れていただきたいと思いました。」というような記述。また「基本計画から練り直せば木造を取り入れることは不可能ではない」というような記述、こちらがごさいますが、これは御自身の当時のお考えということによろしいのでしょうか。

宮澤証人 当時どういう思いだったかというところまでは思い出さなければいけないんですけども。客観的に私読むに、おそらくそういう思いも、なるべく私は木を使っていたきたいというふうに常日ごろ考えています。木造化にした方が、仕上げ材に使うよりも当然木材の使用量が多くなると思いますので、そういった思いもあってこのような言い方をしたと思います。

清水委員 それではこの資料2のそのメールの一番最後のところにごさいますが、「日ごろは母が」というふうにおっしゃっておられますが、お母さんであります宮澤マサ代さんは、知事後援会でありますしなやか会のことはよくあなたにはお話になりますでしょうか。

宮澤証人 しなやか会のことについては、あまり親子の会話でも会社の会話でもあまり出ないです。

清水委員 それではさかのぼってお聞きをいたしますが、田中知事にお会いになったとき、島田県議はあなたをどういうふうにご紹介なさったのでしょうか。

宮澤証人 ちょっとそこまではよく覚えてないです。

清水委員 その折、知事後援会の関係の話として、宮澤証人を御紹介なさったかの記憶はないということでしょうか。

宮澤証人 はい、そこまでは覚えてないです。

清水委員 では資料の3の方に移らせていただきますけれども。ここの部分にこんな記述が出てまいります。島田県議に提出した意見書は先ほどのとこういことですが、先ほどのというのは、この島田県議に渡した資料というのは、先ほど言いました資料の俗に言う1、お二人の名前が連名で書いてある県産材の利用促進について、これによろしいのでしょうか。

宮澤証人 おそらくそうだと思います。

清水委員 すみませんね、急なことを申し上げまして。この資料3の比較的早い上の部分、3行目ぐらいになりますか、「そのことを踏まえて知事に対する意見書を作成し島田県議に提出しておきました」、再度確認をいたしますが、これが先ほど言ったこの県産材の利用についてという資料1でよろしいでしょうか。

宮澤証人 はっきり覚えていないんですが、そうだと思います。

清水委員 それでは2枚目になりますので、ごらんいただきたいと思いますが、「それができる設計業者を知事が選定し、そこに対し木造を取り入れる検討をしていただければよいのではないのでしょうか。」とございます。先ほどお聞きいたしましたら、あまり設計とかそういったものには、宮澤証人はお詳しくないというお話だったんですが、このことはどういう、どなたかからいわゆる意見を取り入れたとかそういったことですが、それはあったんでありましょか。

宮澤証人 ちょっとよく覚えておりませんが、特にそういうことはないと思います。

清水委員 ちょっと大事なところで思い出していただきたいんですが。それではこのことはどういう意図でお書きになったか、覚えておられますか。

宮澤証人 当時の思いではなくて、今、自分が読んだ感想になってしまうんですけど、よろしいでしょうか。私は木造を取り入れるのに、私なんかよりもっと専門的な設計業者さんがいるので、そちらの意見を聞いてみたり、そういった人たちに木造を取り入れることを進めてもいいんじゃないかなというようなつもりで書いたんじゃないかなと思います。

清水委員 わかりました。では最後になろうかと思っておりますけれども、この文書の最後のところになります「失礼な言い方もかもしれませんが」と書いてあるこの文章ですね。ちょっと読ませていただきます。「失礼な言い方もかもしれませんが県の住宅部や施設課よりも設計業者の方が設計監理においては実務をこなしていると思います。その分、具体的なデータ(法規・

工期・予算)等を持っているかもしれませんが、これはあなたが具体的な提案だというふう  
に受け取ってよろしいでしょうか。

宮澤証人 提案というよりも、ただ私の思いだと思います。

清水委員 では以上で結構でございます。

小林委員長 今、主尋問者の清水委員からの尋問は終了いたしました。ほかに委員各位から  
関連した尋問がございますか。

宮澤(敏)委員 私の方は別にこれとってありませんけれども、もし偽証という問題が出  
てきたときに対象になれば、大変きょう遠くからお出かけいただいた小田原さんに失礼だと思  
いまして、ちょっと確認の意味でしますが。実は私どものところには、みんな持っている  
んですけども、土木部から出ている平成14年10月11日に、今、知事とお会いしたという、  
そのあと稲荷山へ行っている資料があるんですよ。そこで、先ほどその関係一切ないとおっ  
しゃったんだけど、ここで小田原さん、この場所へ行っていらっしゃるんですよ。

小田原証人 先ほど私は行ったと言ったでしょう。

宮澤(敏)委員 そこで「いいプランだと思う。いい案ができればいい。知事が言っている  
県産材の有効利用について大切だと思う。長野県にカラマツがふんだんにあり、悪く言う人  
もいるが、私はカラマツにほれ込んでいる。壁、木材にした場合云々」とこういう意見をそ  
れぞれ述べておいでになりますけど、これ非常に重要なインパクトでもって、決定のところ  
になっているということで、こういう意見が出ていますけれども、これは事実としていいわ  
けですね。

小田原証人 そのような意見は述べたかもしれませんが、その場所で言ったかどうかはわか  
りません。

宮澤(敏)委員 そのことについて、今この議事録が、多分これ住宅部で同行した人間が  
全部これ書いていると思うので、ここが違うということになりますと、またいろいろ出てく  
ると思うので、そのことが一つと。

それからもう一つ、ここでの三者の意見を集約した結果で、ここまで進んだ計画を木造化  
を図るために変更は必要ではないと思うと。内装等に木材を多用し、内装の木質化を進めて  
もらえばいいと思うということで、これ島田県議も大体こんなことで、RC造でという形で  
なっているんですが。どうもこの物語とすれば、宮澤さんと、それから小田原さんが木造化  
のことについて、強く主張されていらっしゃるというような内容になっているものですか  
ら、そこら辺のところだけ特に強く主張されているので、島田さんはどうもここではRCでい  
いんじゃないかと、これでいってみようというような話の内容になっているんですけども。  
そこら辺のところでお二人が非常に強く木造化をというようなことで、知事との意見がこう

照合しているようになっているんですが。その点だけちょっと両者の方に御意見をいただければと思います。

小田原証人 その時点では、木造化という意見はまだ出ていなかったと思います。きっと木質化、コンクリートのRCで計画を進めて、県の方は進めていたようですので。それに対してできるだけ木質化した方が、断熱性とかいろいろな面で、ああいう学校ですからいいんじゃないかなろうかという意見をその場で述べたんじゃないかなろうかと思います。

宮澤証人 稲荷山を見に行ったときですね。でも私は常に木を愛しているので、木をたくさん使ってほしいということは常に言っているものですから言ったかもしれません。ただ、ちょっとすみません、委員長よろしいでしょうか。

小林委員長 はい。

宮澤証人 先ほどから木造化ですとか木質化という言葉が出ているんですけども、私もついつい両方を取り違えてお話ししてしまう部分があります。やっぱり日ごろ使っていると木造とつい言ってしまうたりとか、木質とつい言ってしまうたりとかという部分があります。きょうの私がしゃべったことも、混同してしゃべっている部分も多々あるかと思うので、その辺は御容赦願いたいと思います。

竹内委員 御苦労様です。先ほど来の証言を聞いておりまして、1点だけ確認をさせていただきたいわけですが。これはお二人それぞれお答えをいただきたいと思いますが、この当時、稲荷山養護学校につきましては、それぞれ保護者会とかそういう皆さんで、長野南部地域につくっていただきたいという経過の中で、統合して稲荷山にしようという経過がありまして。そして既に保護者とのそれぞれ懇談が持たれまして、どんな施設にしたらいいかということで、利用者や保護者や地域の皆さんが参加して委員会をつくって、そしてこの稲荷山の構造とかそういうものを一緒につくられてきた実は経過がございます。その前提に立ちまして、既にこのときには鉄筋コンクリートづくり、RCという話で、私どもも議会に報告を受けておりました。そのあとうちした木質化、そして木造という形の中で、まさに変化していくわけなんですけれども。このことは当時の議会でも大問題になりまして、保護者からも反発があったり、あるいはその設計をめぐるいろいろな問題でもいろいろな話題がございました。それゆえに今回こうして、それは一つの理由ですけれども、百条委員会というものの中にテーマに挙がっているという経過がございます。

ただ問題なのは、先ほどのメールを見ていまして、「このほどの計画を島田県議から聞き、内装だけでなく、ぜひ構造体まで木造を取り入れていただきたいと思いました。」というところから始まって、これ宮澤証人にまず聞きたいわけなんです、最終的にこのとおりの、このやりとりのとおりに、宮澤氏の思いのとおりに、証人のとおりに実はなっているかと

いう経過があるわけです。ですから、この計画を島田県議から聞きというそのことは、タイミングとして、このあと事実もう決まっていることが要するにここで変わっていくということですから、これ大きな問題なんですよ、実は。議会で問題になることですから。その事実を、このときに宮澤証人と小田原証人は、御存知だったのかどうか。そういうことの経過を、問題になっている経過を御存知だったのかどうか。そして、そのことをどういうふうを受けとめておられたのか。この2点について、それぞれ御証言をいただきたいと思います。

小田原証人 どのような状態にまで進んでいるかということは、私は全く関知していませんでした。

宮澤証人 当時、3年前の時点で、私がここを見に行ったりとかそういった時点で、どの程度までというのは、ちょっとそれを知っていたかどうかというのは覚えてないです。ただ、案内される中で、RCで計画しておりますというようなお話は出たんじゃないかなというふうに、ちょっと予測ですけれども、予測というか考えの中で思います。

竹内委員 結構新聞報道でも稲荷山に関しては、それぞれ当時報道がされておりました。どんな構造にするか、あるいは新たな試みとして、地域の皆さん方の声を反映したり、保護者の皆さんの声を反映してつくっていくんだというようなことも含めて。そうしたことに関する報道の中のやりとりというか、そういうものは見たことはございませんか。それは宮澤証人で結構です。

宮澤証人 当時そういったものを見ていたかどうか、ちょっと覚えていません。すみません。

竹内委員 そうしますと、この稲荷山に関して、ここに気持ちを、木を愛される気持ちが書かれていますけれども。木質化あるいは木造化ということについて、いつからどの時点で宮澤証人は関心を持たれたのでしょうか。

宮澤証人 私、何かあれば事あるたびに木はたくさん使っていただきたいというふうを考えておりますので、いつからと言われても、はい。

竹内委員 ではもう一つだけ。そうしますとこの稲荷山の件に関しまして、知事のところにそれぞれ行かれまして、そういうお願いをするという場面は、これは要するに、もう一度確認ですけれども、宮澤証人から島田議員にお願いしたのではなく、あくまで島田議員の方からそういう一連の流れの中でお話が、この計画を知ったということは、県議から話を聞いたということは、島田議員の方からそういう話がされたという、それまでは知らなかったということによろしいですか。

宮澤証人 本当に3年も前のことなので、うつらうつらとしか覚えていないんですけども、常日ごろから島田県議には言っております。何かそういう木をたくさん使えるようお願い

ができる場があったら、ぜひ私もお願いしたいんでチャンスをくださいということは、常日ごろから言っているもんですから、そんな中でチャンスをいただけたといった中で、私は伺ったということだと思います。

竹内委員 そうしますとそのチャンスをいただけたのがきっかけで、稲荷山は初めてこういうことで知事なりにお願いをしに行ったとこういうことで、それ以前はそういう話はなかったとこういうことでよろしいですか。

宮澤証人 木をたくさん使ってくださいというお話も含めて、それ以前は特にお願いもしたことはないですし、ただ県議には常日ごろからいろいろなものに使ってくださいということは言っていますので、ありますけれども、特になかったかなというふうに感じます。

竹内委員 これで最後にしますが、稲荷山以外の施設について、同じような事例というのは、木を使ってくださいというような、何て言いますか働き掛けと言いますか、陳情とかそういうことは、島田議員のあっせんでやったことはございますか。

宮澤証人 県議のあっせんでなくて、あそこに行ってお願いしてきてみればとか、そういったことでいただいたことは、もしかしたらあったかもしれませんが、私が自分でいろいろなところへ出かけていって言っている場合もありますし、また木材関係の団体にも入らせていただいていますので、そんな中で木をPRする活動もしております。ですから特にあっせんされてということはないと思います。

柳田委員 大変御苦労様でございます。宮澤証人にお話を伺いたいというふうに思います。この、知事に思いを込めて木材に対するお話をされると。そして知事に対してメールを送られると。ある意味で言うと、非常に緊張しながらの行動だったかなというふうに思うんですけれども。この結果、知事がどうしたのか、どういう決断をしたのかということに関しては、どういう形で認識をされるんでしょうか。知事の決定、自分がメールを送る、それに対してどういうリアクションとして事が動いていったのかということに関しては、どういうふうな認識をされましたか。

宮澤証人 どういう認識と言いますと、どういうふうに知ったかということでしょうか。

柳田委員 このあと宮澤証人は、何らかの行動は起こされないんですか。

宮澤証人 このあとは私、この稲荷山の件に関してですね。すみません、あまり覚えていません。

柳田委員 宮澤証人のメールを拝見させていただいて、いろいろな家業の、おじいさまがどういうものに尽力をされたというような思いがあった。そして木に対する思いも御自身もお持ちになっている。その中で御自身が提案をした。そのことがどういうふうに県で受けとめをされたのかということに関しては、非常に関心事だと思うんですね。そのことに関しては

島田県議に、あの話、私、提案しましたけれども、どうなりましたかねというような問い合わせをされなかったでしょうか。

宮澤証人 正直言いますと覚えてはいません。したかどうかということは覚えてはおりません。ただ何らかの形で再検討されているということは、私は知りました。それが新聞だったのか何かは、また業界紙だったのか、どれで私が知ったのか、ちょっと覚えていません。

柳田委員 業界紙というのは、どういった業界紙を日ごろご覧になっていますか。

宮澤証人 いわゆる新建新聞ですね、はい。

柳田委員 島田県議からその結果について、同じ御同業でもございますし、お顔合わせをする機会はあるのかなとも思うんですけども。その中で、こういうふうになったよというようなことに関しては、すみません、重ねてでございますけれども、お話しした記憶というものあまり定かではないということでございますか。

宮澤証人 はい、特に定かではないです。

柳田委員 ちょっとその辺が非常に、あまりこう理解ができないんですけども。非常にこう関心事だったわけですね。宮澤証人とすれば知事に提案をするということも、そして県の皆さんと一緒に行くわけですね、稲荷山養護学校に。実際そこで一緒に歩く。宮澤さんとしてもすごく木を愛している。このことをやってくださいよ、私がこの週末、計算してみますという形でこう提案したりする。それに関しては、そのあとはやはりあれですか、重ねて恐縮ですけども何もなかったですか。

宮澤証人 柳田先生おっしゃられるとおり、非常に自分の中では関心事であるべきだと思いますし、そうだったと思います、当時。ですので、関心事でしたのでいろいろな新聞等々を見ながら、またもしかしたらそういった会話を県議ともしたかもしれません。ただ県議とではそれを本当にしたかという定かではないですが、新聞等々もいろいろ情報も含めて、私はそれが再検討されていると。木質か木造かわからないですけども再検討されているということは、知識として当時、提案したあと持ったと思います。

宮澤(敏)委員 先ほど、もう一回すみません、確認します。小田原さんに御迷惑をかけたはいけないので、私、すみませんちょっと確認させていただきますが。小田原さんは先ほどRCでというふうに認識されたとおっしゃられていましたよね。そういうことでというふうにおっしゃっています。それ事実でいいですね、それで。

小田原証人 そのように進んでいるということは前から聞いております。

宮澤(敏)委員 それで稲荷山を見に行くときもそういう感覚でおいでになられたということでもいいわけですね。

小田原証人 そのとおりです。

宮澤（敏）委員 私どもの資料によりますと、いただきました、これ住宅部から出されたのは、10月10日に知事が稲荷山を木造にしたいということを言っているんですよ。それでその資料の内容をずっとしましたら、職員にいろいろ聞いてもなかなか、工期が遅れるとか、今までやってきたのが遅れてしまったりして開業が遅れてしまうと。ですから地元の県議さんなんかも、ここがうんと問題になりましてね。1年遅れてしまうということは非常に困ることだということで、11日、翌日、技術的なことを考えてみたいということで、そこへ3階の応接室に、当時の企画局長田山さん、それから住宅部長、それから島田県議さん、それから小田原証人、それから宮澤証人が呼ばれているんですよ。そういう記録があるわけです。

そこでもって、中村住宅部長は、循環社会の構築を公約に挙げているので稲荷山養護についても木造でやりたいという、知事がここで言っているわけですよ。それで、それを受けて小田原証人、宮澤証人、それから先ほど言われた権田さんという。その意見を聞いて、木造化を進めると。それで机上の論議で決めるのは問題を残すと、後々。それから現場を見て判断してほしいということで、その午後、見ているんですよ。でもさっきの証言とちょっとニュアンスが全く違うんですよ。つまり木造化するということではっきり決まって、両証人が呼ばれているわけですよ。基本的に先ほどの話のニュアンスとは、基本的に違うんですよ。小田原証人 説明します。そのとおりだと思いますが、知事は何とか、そういうRCで進めていたものを県産材、県の資源で、県の技術で、県のそういう建築物をつかっていきたいという、大変大きな思いがあったんじゃないかなと思う。それで裏づけのために我々も、また宮澤さんも含めて意見を聞きながら、それに近づけようとしてきたんじゃないかなと思います。

宮澤証人 そういった、10日ですか、にそういったお話があったということは、私は全然存じ上げないことですが、ただこう私、常日ごろ木を愛しているもんですから、人を見ると、ああこの人も多分木を使いたがっているなというふうに思うのが常でして。当時、知事のエネルギーもそういうふうに私は受け取ったかというところもあるんじゃないかなと思います。

宮澤（敏）委員 それで、これも事実、宮澤さんのところへ単価表って先ほどお話がございましたね。単価表を住宅部から島田県議がいただくわけですが、それは記録でもってはっきりしているもんですから。その中で、宮澤さんのところに検討させるという、明確に記録に出ているんですよ。それで先ほどの答弁とは大分食い違ってしまっているんですよ。ですから私の立場からすれば、偽証とかそういうことに、せっかく出てきていただいたのに立場としてそういう状況にしたいものから、こちら辺のところをしっかりとした御証言をいただければと思って、再度尋問させていただきます。

宮澤証人 先ほど私、どのような御答弁をしたでしょうか、違うと言いますと。

(宮澤(敏)委員から「そういうはっきりとしたものではなかった」という声あり)

すみません、本当にすべてをはっきり記憶していれば、いろいろ発言、覚えていることをお話しできるかと思うんですけれども。何せ3年前のことでなかなか覚えてない部分もあります。ですから私も覚えてない部分ははっきり申し上げられないことだと思います。

宮澤(敏)委員 わかりました。それで、結果的にこれ木造化になって、1年遅れるような形になったりもしたわけでございます。わかりました、では私の方はそのくらいにしておきます。

小林委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

以上で小田原健証人、宮澤広一証人に対する尋問は終了いたしました。証人各位におかれましては、大変お忙しい中、また遠路お越しをいただきまして、まことにありがとうございます。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[各証人 退席]

本日出頭を求めた証人に対する尋問はすべて終了いたしました。

次に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派から「提出を希望する記録の一覧表」の提出がございましたら、会派から順次発言願います。

(「なし」という声あり)

いいですか。それでは記録の提出はなしということによろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

宮澤副委員長 次回の百条委員会の開催の件でございますけれども、きょう、今、議長の方に先ほど正副委員長でお伺いをいたしまして、先ほどの出頭拒否の認定の問題につきまして、御報告をいたしました。その経過を踏まえまして、月曜日の朝、8時45分に議長とお会いをすることになりまして、それを受けて何らかの開催をさせていただきたいと思っておりますので、そのように御理解をしていただきまして、次の開催につきましては、口頭連絡ないしは文書により連絡させていただくようお願い申し上げます。よろしくどうぞお願いいたします。

小林委員長 本日は以上で委員会を閉会いたします。御苦労様でした。

閉会時刻 午後5時25分